

京都市告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年11月6日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
家修専屋京都建 造工房有限会社	居宅介護, 重度 訪問介護, 行動 援護	在宅介護ハンド 2614000160	京都市西京区桂 巽町1-8	平成30年9月 30日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)